

平成20年11月28日

本部各部課長
各警察署長 殿

項目コード	A0801
保存期間	30年
廃棄年月日	平成50年11月28日
担当係	組織・法制係

三重県警察本部長

警察関係公益法人に係る公益法人制度改革への対応について（例規通達）

改正 令3総発第55号

公益法人制度改革のために制定された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。別添1）、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。別添2）及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。別添3）については、一般社団・財団法人法の施行の日（以下「施行日」という。）である平成20年12月1日から施行される。

また、整備法により民法(明治29年法律第89号。別添4)の公益法人に関する規定が、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成19年政令第39号。以下「整備政令」という。別添5）により「公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令」（平成4年政令第161号。以下「事務処理政令」という。別添6）が廃止される。

従来、三重県警察においては、国家公安委員会の所掌事務に関連する事項を事業の目的とする公益法人であってその行う事業が三重県の区域内に限られるもの(以下「警察関係公益法人」という。)の監督等について、民法及びその下位法令の規定並びに「県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例」（平成14年三重県条例第42号。以下「県条例」という。）第52条の規定を根拠とする「県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例施行規則」（平成14年三重県規則第57号。以下「県規則」という。）及び「三重県公安委員会の所管に属する公益法人の設立、監督等に関する規則」（平成14年三重県公安委員会規則第8号。以下「県公安委員会規則」という。）に基づいて、当該警察関係公益法人の事業目的に関連する所掌事務を所管する警察本部の所属（以下「所管課」という。）において実質的な事務処理を行ってきたところであるが、公益法人制度改革に伴い、法人の監督に係る制度に大きな変更が加えられることから、関係所属にあつては、下記の事項に十分留意の上、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

第1 特例民法法人の監督

1 従来の公益法人の監督

(1) 公益法人の監督の枠組み

整備法による改正前の民法（以下「旧民法」という。）において、従来の公益法人に対する監督事務は、主務官庁の権限に属するものとされ、整備政令第1条第1号の規定による廃止前の事務処理政令第1条第1項の規定により、当該都道府県の知事が、主務官庁である内閣総理大臣の権限に属する事務を行うことと行うこととされていた。

(2) 従来の警察関係公益法人の監督

前記(1)の下、警察関係公益法人の監督については、都道府県の知事とその所轄の下に監督事務の処理について実質的に責任を負う都道府県公安委員会との間の関係を明確にするため、「民法第八十四条の二第三項及び信託法第七十五条第二項の規定に基づく都道府県の知事が国家公安委員会の所掌事務に関連する事項に関する公益法人及び公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を処理するに当たりよるべき基準」（平成12年総理府告示第32号。以下「事務処理告示」という。別添7）第1号の規定が設けられ、さらに、県条例第52条において「三重県公安委員会は三重県知事を補佐する」と明文化されて、所管課において実質的な処理を行ってきた。

2 特例民法法人制度

(1) 従来の公益法人の存続

旧民法34条の規定により設立された公益法人は、整備法による民法の改正により法的根拠を失うこととなるが、整備法施行の際現に存するものについては、施行日以後において、一般社団・財団法人の規定による一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般法人」という。）として存続することとなる（整備法第40条第1項）。

なお、一般法人として存続するもののうち、下記(2)の移行手続を完了していないものについては、整備法第42条第1項及び第2項の規定によりそれぞれ「特例社団法人」又は「特例財団法人」といい、「特例民法法人」と総称される。

(2) 特例民法法人からの移行等

特例民法法人は、施行日から起算して5年を経過する日までの期間（以下「移行期間」という。）内に、移行の認定又は認可を受けた場合は、公益認定法の規定による公益社団法人若しくは公益財団法人（以下「公益社団・財団法人」という。）又は一般法人に移行することができる（整備法第44条及び第45条）。ただし、移行期間内に移行の認定又は認可を受けなかった場合は、移行期間の満了の日に解散したものとみなされる。（整備法第46条第1項）

(3) 旧主務官庁の監督権限

特例民法法人の業務の監督については、設立の許可の取消し及び解散の命令に係るもの

を除き、定款の変更の認可、解散した特例民法法人の財産の処分の許可、解散及び清算人に係る届出並びに清算終了の届出に係るものを含め、「なお従前の例による」こととされていることから、施行日以後も引き続き、旧民法の公益法人に関する規定及びその下位法令の規定の廃止前の規定が適用されることとなり、施行日前にこれらの規定により公益法人の監督を行っていた行政庁（以下「旧主務官庁」という。）である三重県知事（以下「知事」という。）が特例民法法人の監督を行うこととなる（整備法第95条）。

この規定に基づき、県条例の一部改正（平成20年三重県条例第27号）及び県規則の一部規則（平成20年三重県規則第21号）（別添8）並びに県公安委員会規則の廃止（平成20年三重県公安委員会規則第8号。別添9）の附則において、特例民法法人の監督に係る規定については、「なおその効力を有する」こととされている。

3 警察関係特例民法法人に対する指導監督等の徹底

(1) 公安委員会による補佐

警察関係公益法人であった特例民法法人（以下「警察関係特例民法法人」という。）の監督事務については、整備法第95条の規定により、旧民法第84条の2第1項に基づき制定された旧事務処理政令第1条第1項の規定が適用されることから、従来の警察関係公益法人と同様に三重県知事が行うこととなる。

また、事務処理告示及び「民法第八十四条の二第三項及び信託法第七十五条第二項の規定に基づく都道府県の知事その他の執行機関が公益法人及び公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を処理するに当たりよるべき基準（平成12年総理府等告示第1号。以下「指導監督告示」という。別添10）は、整備法95条の規定に基づき定められたものとして施行日以後も存続する（別添11）。

したがって、警察関係特例民法法人の監督事務については、従来の警察関係地方公益法人と同様に、三重県公安委員会が三重県知事を補佐し、実質的な処理を行うこととなる。

(2) 指導監督の徹底

所管課の長（以下「所管課長」という。）は、指導監督告示第1に掲げる閣議決定等及び県条例、県規則、県公安委員会規則等の規定により、従来どおり所管する警察関係特例民法法人に対する厳正な指導監督を徹底するものとする。

また、総括主管課（総務課をいう。以下同じ。）の長は、各所管課長と連携して監督事務の取りまとめを行い、警察関係特例民法法人に対する指導監督を統一的かつ効果的・効率的に推進するものとする。

(3) 移行に向けた情報提供等

警察関係特例民法法人は、警察行政の推進に資する事業を行っているものが少なくないことから、当該法人において公益社団・財団法人又は一般法人に移行して事業を継続することを希望する場合は、その事業内容や運営実態等を踏まえた上で、所管課は、総括主管課並びに知事及び三重県公益認定等審議会（三重県の民間有識者からなる合議制機関の名

称をいう。)と連携しつつ、移行に向けた情報提供や必要な指導を行うものとする。

第2 公益社団・財団法人及び一般法人の監督

1 主務官庁制の廃止

公益法人制度改革によって第1の1による主務官庁制は廃止されることとなり、新制度において、次に掲げる事務は、三重県公益認定等審議会の意見に基づき、三重県知事が一元的に行うこととなり、三重県公安委員会が実質的な事務処理を行う必要がなくなった。

ア 公益認定法第3条の規定により行政庁となる知事が行うこととされる事務

イ 整備法第47条の規定により行政庁となる知事が行うこととされる事務

ウ 公益認定法第59条第2項の規定により読み替えて適用される同法第27条第1項及び整備法第143条第2項の規定により読み替えて適用される同法第128条第1項に規定する報告及び検査に関する事務

2 三重県における事務処理体制

三重県では、新制度に効率的・効果的に対応するため、知事部局、教育委員会及び公安委員会の分散管理による事務処理体制をとることとし、また、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、三重県公安委員会と協議の結果、前記1のアからウまでに掲げる事務及び整備法第1章第4節の規定により旧主務官庁が行うこととされる事務について、警察本部長(以下「本部長」という。)が補助執行及び専決することとなった。

3 新制度移行後の警察関係公益法人等に係る監督事務

(1) 監督事務の基本

新制度に移行後の警察関係公益社団・財団法人又は警察関係一般法人(以下「警察関係公益法人等」という。)について、監督事務を通じて当該法人の運営と警察行政との整合性を保持し、相互の連携を確保するものとする。

(2) 所管課の指定等

警察関係公益法人等の監督事務は、当該警察関係特例民法法人の所管課が継続して担当するものとし、新たに警察関係公益法人等になろうとするものがあるときは、当該法人の事業目的に最も関連する所掌事務を所管する所属を所管課として新たに指定する。

また、総括主管課は、警察関係特例民法法人と同様に監督事務の取りまとめを行い、警察関係公益法人等に対する指導監督を統一的かつ効果的・効率的に推進するものとする。

(3) 担当者の指定等

総括主管課長及び所管課長は、監督事務が確実かつ効率的に行われるよう所属職員の中から当該事務を担当する者を指定し、次に掲げる事項を行わせるものとする。

ア 新公益法人制度に係る法令その他関係規程類の習得

イ 公益認定等の新たな業務に必要な研修等の受講

ウ 内閣府・内閣府公益認定等委員会・三重県・三重県公益認定等審議会等関係機関からの情報収集

エ 所管する警察関係公益社団・財団法人又は警察関係一般法人に対する指導、助言等

(4) 事務決裁

公益認定法及び整備法の規定に基づく事務の決裁は、別表のとおりとする。

なお、旧民法、改正前の県条例及び県規則並びに廃止前の県公安委員会規則の規定に基づく従来の事務に係る決裁は、三重県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規程（平成20年三重県公安委員会規程第9号）附則第2項及び三重県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する訓令の一部を改正する訓令（平成20年三重県警察本部訓令第16号）附則第2項の規定により、改正前の三重県公安委員会事務専決規程及び三重県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する訓令の別表に掲げる専決区分を適用する。